



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*6 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 1
*7 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 1
*8 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 2
*9 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則 5

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第6号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第6条 条例第18条第1項第5号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 条例第18条第1項第5号のイ及びウの業務 <u>(泊を伴うものに限る。)</u> 業務に従事した日1につき5,100円</p> <p>(4) 条例第18条第1項第5号のウの業務 <u>(泊を伴うものを除く。)</u> 業務に従事した日1日につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 業務に従事した時間が7時間45分以上である場合 5,100円</p> <p>イ 業務に従事した時間が4時間以上7時間45分未満である場合 3,600円</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第6条 条例第18条第1項第5号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 条例第18条第1項第5号のイ及びウの業務 業務に従事した日1につき5,100円</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県報 号外 (3)

令和4年3月29日(火曜日)

教育職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第5条 条例第16条第1項第3号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>条例第16条第1項第3号のイ及びウの業務 (泊を伴うものに限る。)</u> 業務に従事した日1日につき5,100円</p> <p>(4) <u>条例第16条第1項第3号のウの業務 (泊を伴うものを除く。)</u> 業務に従事した日1日につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 業務に従事した時間が7時間45分以上である場合 5,100円</p> <p>イ 業務に従事した時間が4時間以上7時間45分未満である場合 3,600円</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第5条 条例第16条第1項第3号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>条例第16条第1項第3号のイ及びウの業務</u> 業務に従事した日1日につき5,100円</p> <p>2 <u>(4)・(5) 略</u></p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則(平成15年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>県立学校教育課</td><td><u>特別支援教育室</u></td></tr> </table>	略	略	県立学校教育課	<u>特別支援教育室</u>	<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>スポーツ課</td><td><u>プロジェクト推進室</u></td></tr> <tr> <td>県立学校教育課</td><td><u>特別支援教育室、全国高総文祭推進室</u></td></tr> </table>	略	略	スポーツ課	<u>プロジェクト推進室</u>	県立学校教育課	<u>特別支援教育室、全国高総文祭推進室</u>
略	略										
県立学校教育課	<u>特別支援教育室</u>										
略	略										
スポーツ課	<u>プロジェクト推進室</u>										
県立学校教育課	<u>特別支援教育室、全国高総文祭推進室</u>										
<p>(教育総務局各課の所掌事務)</p> <p>第3条 総務課は、教育政策の総合調整及び県立学校の適正な管理・運営並びに福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17)～(22) 略</p> <p>(23)～(30) 略</p>	<p>(教育総務局各課の所掌事務)</p> <p>第3条 総務課は、教育政策の総合調整及び県立学校の適正な管理・運営並びに福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) <u>教育委員会の所管する情報システムの運用、管理及び企画調整に関する事務</u>(他の課の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>(18)～(23) 略</p> <p>(24) <u>学校教育の情報化の推進に関する事務</u>。</p> <p>(25)～(32) 略</p>										

第3条の2 福利厚生室においては、総務課の所掌事務のうち、前条第23号から第29号までに掲げる事務を所掌する。

第4条 教職員課は、適正な職員の任用、給与制度の運用及び人材の配置を行い、職員が意欲をもって能力を十分發揮することができる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(11) 略

(12) 和歌山県教職員健康審査会に関すること。

(13) 略

第5条 略

(生涯学習局各課の所掌事務)

第6条 略

第7条 スポーツ課は、生涯スポーツの環境を整備し、及び競技スポーツの競技力の向上を行い、スポーツの振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(12) 略

(13) 公立学校における学校体育に関すること。

(14) 全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会の開催に関すること。

(15) ワールドマスターズゲームズに関すること

(16) ^o 略

第8条 略

(学校教育局各課の所掌事務)

第9条 県立学校教育課は、県立学校における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8)・(9) 略

(10) 教育委員会の所管する情報システムの運用、管理及び企画調整に関する事務(他の課の所掌に属するものを除く。)。

(11) 学校教育の情報化の推進に関する事務(義務教育課の所掌に属するものを除く。)。

(12) 略

(13) 略

第9条の2 略

第10条 義務教育課は、公立幼稚園等、公立小中学校及び公立義務教育学校(以下「公立小中学校等」という。)における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

第3条の2 福利厚生室においては、総務課の所掌事務のうち、前条第25号から第31号までに掲げる事務を所掌する。

第4条 教職員課は、適正な職員の任用、給与制度の運用及び人材の配置を行い、職員が意欲をもって能力を十分發揮することができる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(11) 略

(12) 略

第5条 略

(生涯学習局各課の所掌事務)

第6条 略

第7条 スポーツ課は、生涯スポーツの環境を整備し、及び競技スポーツの競技力の向上を行い、スポーツの振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(12) 略

(13) 略

第7条の2 プロジェクト推進室においては、スポーツ課の所掌事務のうち、前条第1号及び第6号(いずれも東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会並びにワールドマスターズゲームズ2021関西に係るものに限る。)並びに第8号に掲げる事務を所掌する。

第8条 略

(学校教育局各課の所掌事務)

第9条 県立学校教育課は、県立学校における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8) 県立学校における学校体育に関する事務。

(9)・(10) 略

(11) 全国高等学校総合文化祭和歌山大会の開催に関する事務。

(12) 略

(13) 全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会の開催に関する事務。

(14) 略

第9条の2 略

第9条の3 全国高総文祭推進室においては、県立学校教育課の所掌事務のうち、第9条第11号及び第12号に掲げる事務を所掌する。

第10条 義務教育課は、公立幼稚園等、公立小中学校及び公立義務教育学校(以下「公立小中学校等」という。)における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3)～(6) 略
(7) 公立小中学校等における学校教育の情報化の推進に関すること。
(8)～(11) 略

第11条 教育支援課は、公立学校における児童・生徒の健康で安全な生活のために必要な習慣を養うとともに心身の調和的発達を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8)～(12) 略

(教育事務所)
第22条・第23条 略

第24条 教育事務所においては、公立小中学校等に係る事務のうち、次に掲げる事務を所掌する

- (1) 教職員課の所掌事務のうち、第4条第5号及び第9号に掲げる事務（紀南教育事務所に限る。）
- (2)・(3) 略
- (4) 義務教育課の所掌事務のうち、第10条第2号及び第9号に掲げる事務
- (5) 公立小中学校等の教職員の任免、人事管理及び学校管理運営の監督に関すること。
- (6) 略

別表（第22条関係）

名称	位置	管轄区域
紀北教育事務所	略	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 紀の川市 岩出市 海草郡 伊都郡 有田郡
略	略	略

(3) 公立小中学校等の教職員の任免、人事管理及び学校管理運営の監督に関すること。
(4)～(7) 略
(8) 学校体育に関すること（県立学校教育課の所掌に属するものを除く。）。
(9)～(12) 略

第11条 教育支援課は、公立学校における児童・生徒の健康で安全な生活のために必要な習慣を養うとともに心身の調和的発達を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8) 和歌山県教職員健康審査会に関すること。
(9)～(13) 略

(教育事務所)
第22条・第23条 略

第24条 教育事務所においては、公立小中学校等に係る事務のうち、次に掲げる事務を所掌する

- (1) 教職員課の所掌事務のうち、第4条第5号及び第9号に掲げる事務
- (2)・(3) 略
- (4) 義務教育課の所掌事務のうち、第10条第2号、第3号及び第10号に掲げる事務
- (5) 略

別表（第22条関係）

名称	位置	管轄区域
紀北教育事務所	略	海南市 橋本市 有田市 紀の川市 岩出市 海草郡 伊都郡 有田郡
略	略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部改正)
- 2 教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第1条、第3条、第9条関係）					別表（第1条、第3条、第9条関係）				
附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課	附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課
略					略				
和歌山県教職員健康審査会	略	略	略	<u>教職員課</u>	和歌山県教職員健康審査会	略	略	略	<u>教育支援課</u>

和歌山県教育委員会規則第9号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則(平成24年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
(へき地学校等及びへき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校)	(へき地学校、へき地学校に準ずる学校)																																																
第12条 教育職員給与条例第16条の3第2項及び市町村立学校職員給与条例第18条の3第2項の教育委員会規則で指定するへき地学校等は、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。	第12条 教育職員給与条例第16条の3第2項及び市町村立学校職員給与条例第18条の3第2項に規定するへき地学校及びへき地学校に準ずる学校は、第2条から前条までの規定に基づき、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。																																																
2 教育職員給与条例第16条の4第2項及び市町村立学校職員給与条例第18条の4第2項の教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校は、別表第5に定めるとおりとする。																																																	
別表第3 (第12条関係) へき地学校	別表第3 (第12条関係) へき地学校																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属都市</th><th>級</th><th>学校名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀の川市</td><td>2級</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>新宮市</td><td>1級</td><td>高田小学校 熊野川小学校 高田中学校 熊野川中学校</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>東牟婁郡</td><td>1級</td><td>明神小学校 明神中学校</td></tr> <tr> <td></td><td>2級</td><td>三尾川小学校 北山小学校 北山中学校</td></tr> <tr> <td></td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	所属都市	級	学校名	紀の川市	2級	略	略	略		新宮市	1級	高田小学校 熊野川小学校 高田中学校 熊野川中学校	略			東牟婁郡	1級	明神小学校 明神中学校		2級	三尾川小学校 北山小学校 北山中学校		略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属都市</th><th>級</th><th>学校名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀の川市</td><td>1級</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>新宮市</td><td>1級</td><td>高田小学校 高田中学校</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>東牟婁郡</td><td>1級</td><td>明神小学校 北山小学校 明神中学校 北山中学校</td></tr> <tr> <td></td><td>2級</td><td>三尾川小学校</td></tr> <tr> <td></td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	所属都市	級	学校名	紀の川市	1級	略	略	略		新宮市	1級	高田小学校 高田中学校	略			東牟婁郡	1級	明神小学校 北山小学校 明神中学校 北山中学校		2級	三尾川小学校		略	略
所属都市	級	学校名																																															
紀の川市	2級	略																																															
略	略																																																
新宮市	1級	高田小学校 熊野川小学校 高田中学校 熊野川中学校																																															
略																																																	
東牟婁郡	1級	明神小学校 明神中学校																																															
	2級	三尾川小学校 北山小学校 北山中学校																																															
	略	略																																															
所属都市	級	学校名																																															
紀の川市	1級	略																																															
略	略																																																
新宮市	1級	高田小学校 高田中学校																																															
略																																																	
東牟婁郡	1級	明神小学校 北山小学校 明神中学校 北山中学校																																															
	2級	三尾川小学校																																															
	略	略																																															
別表第4 略	別表第4 略																																																
別表第5 (第12条関係) へき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属都市</th><th>学校名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日高郡</td><td>三百瀬小学校</td></tr> </tbody> </table>	所属都市	学校名	日高郡	三百瀬小学校																																													
所属都市	学校名																																																
日高郡	三百瀬小学校																																																

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。